

令和5年5月12日

恵庭市立恵み野小学校  
保護者の皆様へ

恵庭市教育委員会

## 恵庭市立小中学校における勤務時間外の電話対応について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恵庭市教育委員会では教職員の「働き方改革」の一環として、令和2年度より教職員の長時間勤務の解消に向けた取組として、恵庭市立小中学校において、教職員の勤務時間外に留守番電話機能を導入いたしております。

本校でも、「恵み野小スタンダード」にも記載の通り、「教員の勤務時間（8時～16時30分）以外の時間」又は「教職員が不在等で対応できない時間」は、原則として留守番電話機能による応答メッセージに切り替えさせていただいております。

このため、休日・夜間など、留守番電話対応となる時間帯に緊急を要する案件（事件・事故等に巻き込まれてしまった場合等）が発生した場合は、警察等のしかるべき機関に連絡をいただきますようお願いいたします。必要に応じて（事件・事故の内容によって）警察等から、恵庭市教育委員会に情報もたらされ、その内容が本校に伝えられることがあります。

保護者の皆様におかれましては、学校への連絡に際し、上記の取組にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 留守番電話の応答文言

「本日の業務は終了しました。恐れ入りますが、改めておかけ直してください。」

2. 当日の児童生徒の欠席、遅刻等については、8時00分～8時15分を目途にご連絡をお願いします。

3. 土・日曜日、祝日及び学校閉庁日は、終日、留守番電話対応となります。

※平日は概ね17:30までなら対応可能な場合がありますが、確約するものではありません。

（留守番電話対応に関する問合せ先）

恵庭市教育委員会 教育総務課 33-3131

（内線 1621）